

○国土交通省告示第六百十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十九年六月十三日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「大川バイパス及び大川佐賀道路」・福岡県大川市大字津字長櫓地内から佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 福岡県大川市大字津字長櫓、大字小保字下七田、字井ノ樋口、字外新開及び字龍代、大字九網字外田及び字中野並びに大字大野島字孫市開、字上野宮浦、字上野宮西、字上ノ拓地、字公儀堀東、字公儀堀西、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分、字直吉開及び字惣吉開地内

佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下分土居外、字上下分、字上下、字上下分屋敷田天神前及び字上下分三本松四角、諸富町大字寺井津字西寺井並びに川副町大字早津江字二本松地内

2 使用の部分 福岡県大川市大字小保字龍代、大字九網字中野並びに大字大野島字上野宮浦、字上野宮西、字上ノ拓地、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分及び字直吉開地内

佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下分土居外、字上下分、字上下及び字上下分屋敷田天神前並びに川副町大字早津江字二本松地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県大川市大字三丸字柳堀地内の既に一部供用済みの一般国道208号（大川バイパス）の大川東インターチェンジとの接続部から佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下地内の諸富インターチェンジ（仮称）までの延長5.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道208号改築工事（有明海沿

岸道路「大川バイパス及び大川佐賀道路」)及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付替工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道208号改築工事(有明海沿岸道路「大川バイパス及び大川佐賀道路」)(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道208号(以下「本路線」という。)は、熊本市を起点とし、大牟田市、大川市等を経由して佐賀市に至る延長約113kmの主要幹線道路であり、本体事業は、大牟田市と鹿島市を結ぶ延長約55kmの自動車専用道路として計画された有明海沿岸道路の一 구간である。

本路線が通過する大川市及び佐賀市(以下「本件地域」という。)のうち、大川市は木材家具等の産地として有名な地域であるほか、佐賀市は農業の盛んな地域であるため、本路線は県内外の物流交通にも広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、本件地域の既成市街地を通過しており、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、地域住民による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、大川市榎津地内で18,704台/日、佐賀市諸富町山領地内で15,110台/日であり、混雑度はそれぞれ

1.60、1.67となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福岡県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成10年11月に、また、福岡県知事及び佐賀県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成20年2月に、それぞれ大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、それらの結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成29年2月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働にかかる騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、仮囲いの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物として本件地域を含む地域が「カササギ生息地」として指定されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国際希少野生動植物種であるコアジサシ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているニッポンバラタナゴ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているエツ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタマシギ等、準絶滅危惧として掲載されているハマシギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオナモミ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ハマサジ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、このうち2箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る2箇所についても佐賀県教育委

員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、大川市区間については平成11年1月6日に都市計画決定され、平成20年2月29日に変更決定された都市計画と、佐賀市区間については平成20年2月29日に都市計画決定された都市計画と、それぞれのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、佐賀市長を会長とする有明海沿岸道路建設促進佐賀県期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県大川市役所及び佐賀県佐賀市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

福岡県大川市大字大野島字公儀堀西、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分、字直吉開及び字惣吉開地内

佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下分土居外、字上下分、字上下、字上下分屋敷田天神前及び字上下分三本松四角、諸富町大字寺井津字西寺井並びに川副町大字早津江字二本松地内